

5 特別支援学級の教育課程

(1) 特別支援学級

① 特別支援学級設置の意義

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項の規定により、障がいがあるため、通常の学級では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別に編制された少人数の学級です。児童生徒の障がいの状態に応じた適切な配慮のもとに指導を行います。

特別支援学級は、小学校および中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、適切に運営していくためには、すべての教職員の理解と協力が必要です。学校運営上の位置付けを明確にし、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要があります。

学校全体の協力体制づくりを進めるため、すべての教師が障がいについて正しく理解し、認識を深め、教師間の連携に努める必要があります。

各学校・園において、特別支援教育に組織として全体で取り組むためには、校長が学校運営計画に特別支援教育についての考え方や方針を示すことが必要です。

特別支援教育の視点から学校全体の組織や支援の在り方を見直し、工夫することは、分かりやすい授業、安心できる学級・学校風土を実現することにつながります。また、特別支援教育を全校体制で推進することは、学校力の向上につながります。

【校長の責務】 文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」

（平成 19 年 4 月 1 日）

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等（※）を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。（※校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、学校内外の人材資源の活用等）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf



特別支援学級の教育課程については、児童生徒の実態に即した適切な編成となっているかどうかについて校長が精査し、担当教員への適切な指導助言を行うことが求められます。



② 特別支援学級の対象

特別支援学級の対象となる児童生徒は、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者（病弱者）、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症・情緒障がい者です。学校教育法（平成28年4月1日一部改正）には以下のように示されています。

学校教育法（平成28年4月1日一部改正） （特別支援学級） 第81条	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。	
2	小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
1	知的障害者
2	肢体不自由者
3	身体虚弱者
4	弱視者
5	難聴者
6	その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
3	前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

また、平成25年10月4日付け「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25文科初第756号）で、以下のように特別支援学級の対象を示しています。

種類	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
-----------	---



平成 25 年 10 月 4 日付「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25 文科初第 756 号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

新潟市においては、次の特別支援学級を設置しています。

（令和 6 年度現在）

- ・ 知的障がい特別支援学級
- ・ 自閉症・情緒障がい特別支援学級
- ・ 肢体不自由特別支援学級
- ・ 病弱・身体虚弱特別支援学級（病院内学級、校内学級）
- ・ 弱視特別支援学級
- ・ 難聴特別支援学級

特別支援教育の対象となる児童生徒の判断は、本人や保護者、学校の意見を十分に聞き、教育、医学、心理等の専門家で構成される就学支援委員会において障がいの種類、程度等に応じた適切な教育の内容および方法について、児童生徒にとって最も適切な教育を行うための視点から、総合的かつ慎重に審議した上で行います。

また、特別支援学級入級後も校内委員会等で児童生徒の適応状況、学びの状況等を継続的に把握し、教育内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や卒業後の進路等について検討したりする機会をもつことが必要です。



③ 交流及び共同学習

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に参加する活動は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。

この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を促進するとともに、障がいのない児童生徒にとっても社会を構成する様々な人々と共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものといえます。

交流及び共同学習については、次のようなスタイルがあります。

- ・ 学年や交流学級の行事に参加する。
- ・ 教科等を交流学級で共に学習する。
- ・ 興味や関心のある単元を交流学級で共に学習する。
- ・ 朝の会や帰りの会、給食、係活動等を交流学級で共に行う。等

教科等を交流及び共同学習として行う際には、教育課程上の位置付けや評価、支援方法等通常学級の学級担任と協力体制のもとで進めていく必要があります。

教科等での交流及び共同学習を行う場合には、児童生徒の様子を十分考慮するとともに、各教科等の学習のねらいが交流及び共同学習によって十分達成できるかどうか検討し、達成のために様々な工夫をすることが必要です。

そのため、一人一人のねらいを焦点化し、ねらいの達成のために、どのような形態で、どのような学習課題や内容で進めるかを交流学級担任と特別支援学級担任で検討します。

また、対象児童生徒が活動の中で達成感を得られるように、障がいの種類や程度に応じて手順や方法を具体的に示し、個に応じた教材・教具を準備するなど、適切な支援の工夫が必要です。

交流学級の中には、特別支援学級の児童生徒に対する適切な関わり方が分からず、誤った関わり方をする児童生徒がいることがあります。まず、すべての教職員が適切な関わり方のモデルを示した上で、児童生徒に適切な関わり方を助言したり、考えさせたりするなどして、よりよい関わりができるように支援しましょう。



(2) 特別の教育課程

特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常の学級の教育課程をそのまま適用することが困難なため、法令や学習指導要領等に基づき、児童生徒の状態や学校の状況を考慮して特別の教育課程を編成することができます。

学校教育法施行規則 第138条（特別支援学級に係る教育課程の特例）

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

① 「特別の教育課程」について

学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程について以下のように述べています。

第1章第4の2の（1）のイ

- （ア）障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- （イ）児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援学級では、以下のような特別の教育課程を編成することができます。

○当該学年の目標・内容または一部が学年の教科の目標・内容で編成する

（準ずる教育）

○各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える（下学年代替）

○各教科を、知的障がい特別支援学校の各教科に替える（知的代替）

※いずれの場合も「自立活動」を取り入れなくてはなりません。

ア 下学年代替・知的代替とは

前述した第1章第4の2の（1）のイの（イ）は「知的障害代替」の教育として「下学年代替」「知的代替」といわれる教育課程の編成の仕方については、小学校及び中学校の学習指導要領解説（総則）においても次のように示されています。

（イ）では、学級の実態や児童の障害の状態等を考慮する上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。（※中学校学習指導要領解説 総則から ※小学校は解説 総則 P109 参照）

特別支援学級の教育課程を編成するには、在籍する児童生徒の実態を把握した上で、教育目標を設定し、それを達成するために最も適切な教育課程を考え、効果的な指導の形態を整えることが大切です。

a 下学年代替について

当該学年の一部又は全部を下学年の目標及び学習内容に替えることができます。

児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年の前の学年の一部又は全部によって、替えることができること。

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」より

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/attach/1370130.htm



b 知的代替について

知的代替の教育課程を編成することもできます。

学校教育法施行規則 127 条の 2 項（中学部の教育課程）

前項の規程にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。（※ 小学校では 126 条の 2 項）

知的障がいのある児童生徒にとっては、実際の生活場面に即して繰り返して学習することが効果的です。日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等の「各教科等を合わせた指導」を指導の形態として編成することができます。

学校教育法施行規則第 130 条 第 2 項（小学部・中学部の各教科の特例）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要のあるときは、各教科、道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

イ 自立活動について

a 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

b 自立活動の内容

自立活動の内容である6区分27項目は以下の通りです。これらの項目の中から児童生徒一人一人の実態に応じて必要な内容を選定し、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成して指導していくことになります。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">1 健康の保持<ul style="list-style-type: none">(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事(5) 健康状態の維持・改善に関する事2 心理的な安定<ul style="list-style-type: none">(1) 情緒の安定に関する事(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事3 人間関係の形成<ul style="list-style-type: none">(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事(2) 他者の意図や感情の理解に関する事(3) 自己の理解と行動の調整に関する事(4) 集団への参加の基礎に関する事4 環境の把握<ul style="list-style-type: none">(1) 保有する感覚の活用に関する事(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事5 身体の動き<ul style="list-style-type: none">(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事(4) 身体の移動能力に関する事(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事6 コミュニケーション<ul style="list-style-type: none">(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事(2) 言語の受容と表出に関する事(3) 言語の形成と活用に関する事(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事 | <p>特別支援学校教育要領・学習指導要領 解説 自立活動編から引用</p> |
|--|---------------------------------------|

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/a_fieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf



② 学級種と教育課程

在籍する児童生徒の知的障がいの状況により、編成する教育課程は異なります。

「準ずる教育」の「準ずる」とは、「原則として同一である」ということを意味しています（「各教科等編」）。指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校・中学校の学習指導要領に準ずるということです。その上で、児童生徒の障がいの状態や特性、心身の発達の段階を十分考慮しなければならないこととなります。

知的障がいの状況	学級種	編成可能な教育課程
無	自閉症・情緒障がい特別支援学級 肢体不自由特別支援学級 病弱・身体虚弱特別支援学級 難聴特別支援学級 弱視特別支援学級	準ずる教育 ○学年相当 ○一部下学年
有	知的障がい特別支援学級 自閉症・情緒障がい特別支援学級 肢体不自由特別支援学級 病弱・身体虚弱特別支援学級 難聴特別支援学級 弱視特別支援学級	知的障がい代替 ○下学年 ○知的障がい特別支援学校の教科 ○合わせた指導

③ 「準ずる教育」と「知的障がい代替の教育」の違い（小学校）

ア 「準ずる教育（知的障がいがない場合）」

当該学年の通常の学級に準じた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動と自立活動を小学校学習指導要領に基づいてもれなく指導する必要があります。自立活動を加えたことにより、特定の教科の時数が「0時間」とならないよう、留意してください。

また、教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等）を行うことはありません。

イ 「知的障がい代替の教育（知的障がいがある場合）」

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動により編成することを基本に、障がいの状態により、特に必要がある場合は、次のa～cのように編成します。

- 各教科の各学年の目標および内容の全部または一部を下学年の目標および内容に替えることができる（ただし、教科の名称を変えることはできない）。
- 特別支援学校学習指導要領(知的)小学部の各教科(生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育)に替えることができる。
- 各教科、道徳、外国語活動、特別活動、自立活動の全部または一部を合わせて授業を行うことができる（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元

学習等)。

④ 「準ずる教育」と「知的障がい代替の教育」の違い（中学校）

ア 「準ずる教育（知的障がいのない場合）」

当該学年の通常の学級に準じた各教科、総合的な学習の時間、特別活動と自立活動を中学校学習指導要領に基づいてもれなく指導する必要があります。自立活動を加えたことにより、特定の教科の時数が「0時間」とならないよう、留意してください。

イ 「知的障がい代替の教育（知的障がいのある場合）」

各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動により編成することを基本に、障がいの状態により、特に必要がある場合は、次 a ～ c のように編成します。

- a 各教科の各学年の目標および内容の全部または一部を下学年の目標および内容に替えることができる（ただし、教科の名称を変えることはできない）。
- b 特別支援学校学習指導要領(知的) 中学部の各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭科、外国語)に替えることができる。
- c 各教科、道徳、外国語活動、特別活動、自立活動の全部または一部を合わせて授業を行うことができる（日常生活の指導、作業学習、生活単元学習等）。

特別支援学級にかかわる教育課程編成の例

事例	知的障がいの有無	学級種	指導内容	教育課程のスタイル
A	無	難聴	・当該学年相当 ＋一部下学年 ＋自立活動	準ずる教育
B	無	自閉症・情緒		
C	無	肢体不自由		
D	有	知的障がい	・知的障がい特別支援学校における各教科の内容 ＋合わせた指導	知的障がい代替
E	有	知的障がい	・下学年 ＋合わせた指導 ＋自立活動	
F	有	自閉症・情緒	・下学年 ＋自立活動	

なお、通級による指導は、障がいの状態に応じた「自立活動」等の特別の指導を通級指導教室で行うことであり、通常の学級の教育課程の一部を特別に編成したものです。

(3) 授業時数

特別支援学級に在籍する児童生徒の授業時数は一人一人の様子やニーズを考慮し、教育課程や交流及び共同学習との関連から適正に設定します。

① 児童生徒の授業時数

特別支援学級に在籍している児童生徒は、特別支援学級での授業時数が週の半分以上必要です。

学級担任でない教員の授業でも、特別支援学級での授業であれば、週の半分以上に含まれます。

特別支援学級での授業時数が週の半分以下であれば、在籍変更等も考慮した教育相談等を行い、児童生徒の教育的ニーズを適切に把握しましょう。

② 担任の授業時数

特別支援学級担任には、「給料の調整額」が支給されています。その要件として、次の2点を満たす必要があります。

ア 特別支援学級の学級担任（学級主任）であること（学級副任や教科担当は含まない）。

イ 特別支援学級の授業担当時数が、週の担当時数の2分の1以上かつ12時間以上であること。

具体的には、a「学級担任をしている特別支援学級で担当する授業時数」とb「他の特別支援学級との合同授業で、自学級の児童生徒を指導する時数」とc「交流学級の中で、自学級の児童生徒に対して引率指導する時数」の合計が、週担当時数の「2分の1以上」かつ「12時間以上」であることです。

特に、a「学級担任をしている特別支援学級で担当する授業時数」については、合計時数の3分の1以上になるように、調整します。

中学校は、教科担任制であるため、a「学級担任をしている特別支援学級で担当する授業時数」の確保が難しい状況もありますが、適正な運用をお願いします。

なお、ア、イの要件に該当しない場合は、調整額の不支給申請の手続きが必要です。

